

串間市中学校再編計画

〔 基 本 計 画 〕
〔 実 施 計 画 〕

平成26年8月
串間市教育委員会

目 次

第 1	はじめに	・・・・・・・・・・ P 1
第 2	再編計画策定の背景	・・・・・・・・・・ P 2
	1. 串間市の人口減少と少子高齢化	
	2. 小中学校の児童生徒の減少による小規模化	
	3. 小規模化に伴う現状と課題	
	4. 学校の適正規模の検討	
	5. 小規模校と中規模以上の学校におけるメリット及びデメリット	
	6. 小中学校規模適正化審議会の諮問及び答申	
第 3	串間市中学校再編基本方針	・・・・・・・・・・ P 9
	1. 学校再編の基本的な考え方	
	2. 串間市中学校再編基本方針	
第 4	学校再編の基本計画	・・・・・・・・・・ P 11
	1. 学校再編の目的	
	2. 計画の期間及び内容	
	3. 学校再編による教育的効果	
	4. 学校の環境整備	
	5. 遠距離通学への対応	
	6. 廃校となる施設及び跡地の利活用	
	7. 「連携型中高一貫教育校」の設置	
第 5	串間市中学校再編実施計画	・・・・・・・・・・ P 13
	1. 実施計画の期間及び内容	
	2. 学校再編に向けての組織編成	
	3. 通学手段の確保	
	4. 再編統合される中学校の整備計画	
	5. 配慮する事項	
	6. 学校施設の跡地利用	
	7. 伝統芸能の継承	
	8. 「連携型中高一貫教育校」への取組	
	9. 学校再編に関するスケジュール及び手続	
10.	参考資料	

第1 はじめに

串間市では、少子高齢化の進行により、児童生徒数は年々減少しています。現在、小学校11校中1校のみが12学級以上の中規模校で、10校は小規模・過小規模の学校となっています。また、7校が複式学級を有する学校となっています。

一方、中学校においては、文部科学省が標準とする12学級以上の学校が1校もなく、6校全てが小規模校・過小規模となっており、中学校でも2校が複式学級を有する学校となっております。中学校の生徒数の推移を見てみますと、平成15年度に775人だった生徒数が、平成25年度には500人を下回る456人となっています。この10年間で生徒数が319人（割合で約4割）減少しています。

このような傾向が続くと、学習指導面での問題及び集団活動を通しての社会性や協調性の育成に関する問題等、学校における教育活動が十分に行えない状況が生まれてくることが考えられます。

これらのことから、串間市教育委員会では、平成23年6月2日に串間市小中学校規模適正化審議会を設置し、「特に中学校においても複式を有する学校があることから、中学校における規模について基本的に審議いただき学校の規模適正について意見を求めたい」という諮問を行いました。そして、平成24年1月31日、串間市小中学校規模適正化審議会より答申を受けました。

この答申では、未来を担う生徒がよりよい教育環境で学習し、よりよく育つためには、きめ細かな指導を大切にしながら、複式学級の解消、適正規模学校へ近づく努力、その他教育環境の整備等を行い、小規模校に在籍する生徒に対して一層の教育環境の充実を図ることが肝要であり、教育の動向、学校の現状、生徒・保護者・地域関係者及び地域住民等の意見を十分汲み取ったうえで、適正配置(学校再編)を進めるよう付帯提言がありました。また、中学校の規模適正化・適正配置を推進する際の留意事項についても提言がありました。

串間市教育委員会は、この答申を踏まえ、中学校の適正規模について検討し、平成25年3月に串間市の新たな中学校の在り方について「中学校再編基本方針」を定めました。

この基本方針に基づいて、中学生にとってより良い教育環境とより質の高い教育を提供するための指針となる「串間市中学校再編基本計画及び実施計画」を策定するものであります。

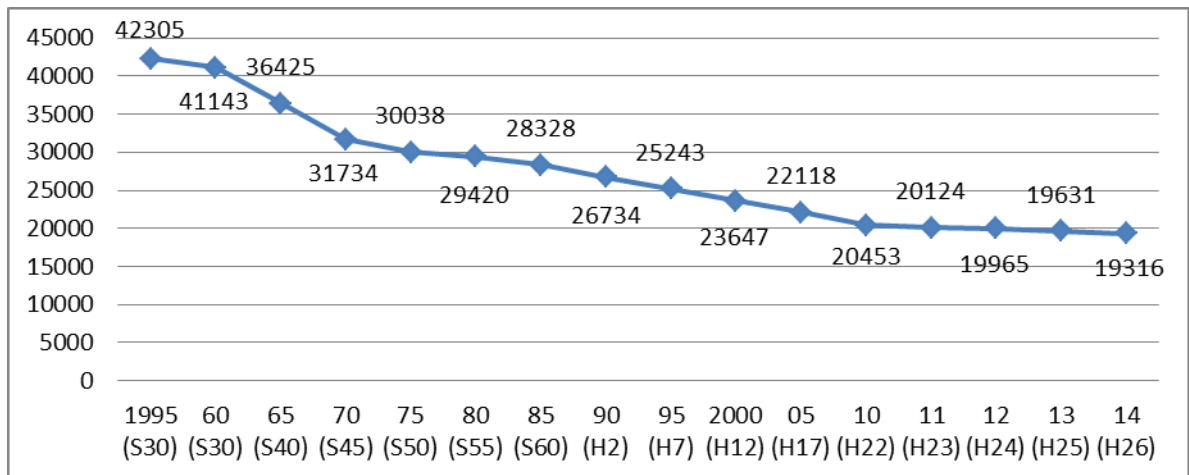
学校再編の本旨は、串間市の将来を担う子どもたちにより良い教育環境を準備することにあります。今後、この基本計画及び実施計画に基づき着実に教育環境の整備が図られるよう、串間市教育委員会として全力で取り組んでいくものであります。

第2 再編計画策定の背景

1. 串間市の人口減少と少子高齢化

本市の人口は、市制が施行された昭和29年の41,726人から、出生数の減少や市外への転出者の影響により年々減少してきています。平成24年4月に2万人をきり、平成26年4月に19,316人となっております。

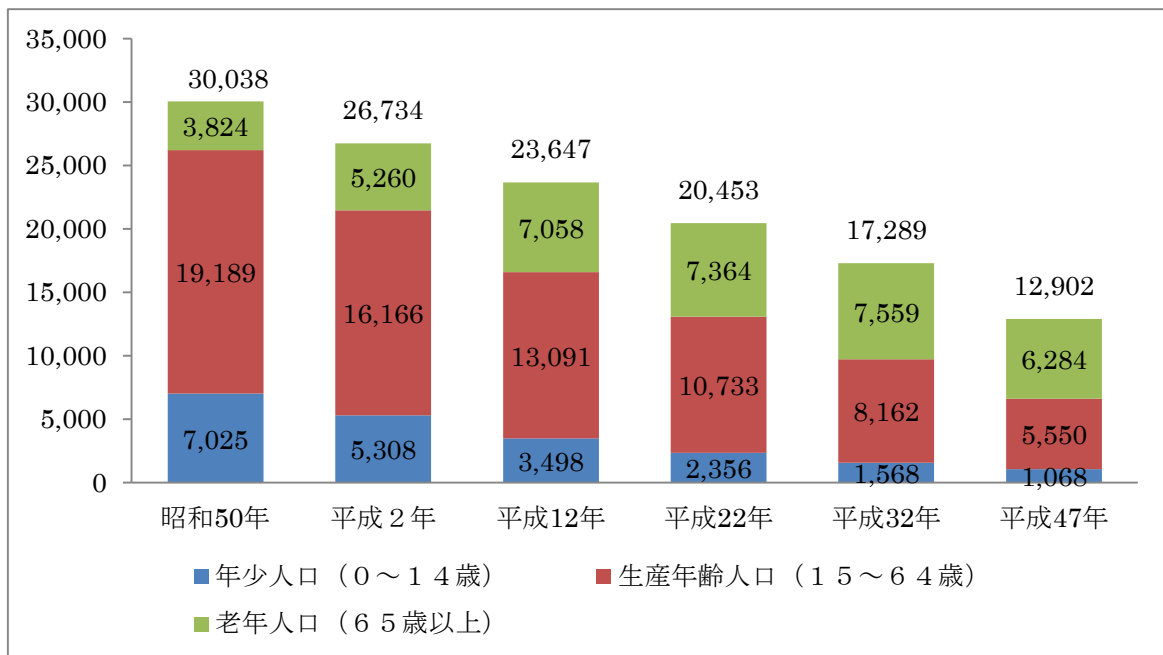
〈資料1〉串間市の人口推移



人口減少とともに急激な少子高齢化が進み、国勢調査による年少人口は、昭和50年の7,025人から平成22年には2,356人となり、35年間で約67%減少しています。また、市町村別将来推計人口によると、平成47年の年少人口は1,068人と予測されています。

〈資料2〉串間市における区分人口推移の見通し

(平成32年以降は市町村別推移人口)



2. 小中学校児童生徒の減少による小規模化

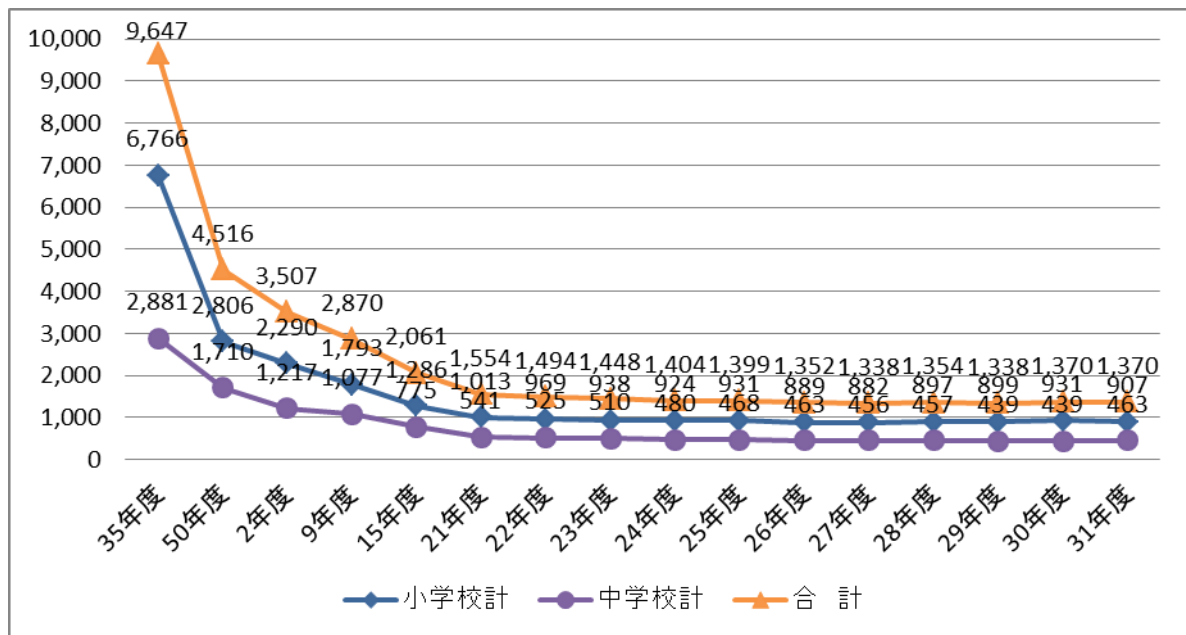
本市の小中学校においても少子化の進行により、児童生徒数は年々減少しています。昭和35年度には、児童生徒数9,647人が、昭和50年度に4,516人、平成2年に3,507人となり、平成15年度には、小中学校の学級数が107学級、児童生徒数2,061人、平成26年度には、小学校で学級数67学級、児童が889人、中学校で28学級、生徒が463人となり、小中学校で1,352人と激減している状況が続いています。

国では、一校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準として規定しております。現在、この標準と合致する小学校は、福島小学校の1校であり、他の小学校10校は小規模・過小規模校となっています。また、小学校11校のうち7校が複式学級（笠祇小、金谷小、秋山小、大平小、本城小、市木小、都井小）を有する学校となっています。

一般的に、小学校における複式学級は低学年（1・2年）、中学年（3・4年）、高学年（5・6年）ごとに編成するのが望ましいとされています。ところが、平成26年度当初、秋山小学校では、2年生と4年生がいないために、1・4年の飛び複式学級が編成されることになりました。この飛び複式学級は、教育上の課題も多いことから、市費で教職員を配置して飛び複式学級解消を行っているところです。

一方、中学校においては、国が示す標準と合致する学校が1校もなく、6校全てが小規模・過小規模校となっています。平成22年度より中学校においても都井中が複式学級を有する学校となり、さらに平成25年度からは、市木中も複式学級を有する学校となっています。そして、ここ数年、小学校を卒業する児童の1割程度が市外の私立中学校等に入学しており、市内の中学校に入学する生徒数の著しい減少が続いております。中学校全体の生徒数は、平成15年度に775名だった生徒数が、平成26年度は500名を下回る463人となっています。この11年間で312名（割合で約4割）減少しています。

〈資料3〉串間市における小中学校児童生徒数の推移



〈資料4〉串間市児童生徒数の推移（H27年以降は予測）

学校名	S35年	S50年	H2年	H9年	H15年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
福島小	1,449	931	834	704	549	465	456	447	453	457	443	438	457	462	487	491
有明小	814	333	233	177	132	103	98	88	79	85	71	67	71	69	72	63
笠祇小	118	27	37	25	21	7	9	9	10	10	10	8	6	5	4	3
北方小	551	144	193	170	105	78	83	79	80	78	73	74	72	73	75	71
金谷小	252	128	87	45	44	30	27	26	26	27	28	28	30	28	30	27
秋山小	161	72	37	35	24	19	17	14	17	14	14	14	10	12	9	13
大東小	1,082	342	330	286	185	148	142	139	134	129	117	108	103	104	110	107
赤池小	124	65	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大平小	210	73	35	31	30	19	16	13	10	11	11	14	13	15	16	14
本城小	813	268	257	160	112	84	70	76	65	69	75	79	76	68	67	61
崎田小	123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市木小	510	169	88	70	39	28	24	18	21	24	17	17	23	26	28	25
築島分校	14	28	5	3	5	3				—	—	—	—	—	—	—
都井小	475	209	133	74	40	29	27	29	29	27	30	35	36	37	33	32
大納小	70	17	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校計	6,766	2,806	2,290	1,793	1,286	1,013	969	938	924	931	889	882	897	899	931	907
学校名	S35年	S50年	H2年	H9年	H15年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
福島中	1,076	725	631	540	434	326	305	302	283	277	287	282	280	268	262	294
北方中	306	136	125	114	76	49	49	47	42	43	45	51	56	49	48	37
大東中	588	360	190	197	139	93	93	92	82	79	76	77	74	69	62	58
本城中	467	194	134	115	54	40	47	43	46	32	29	26	26	38	41	44
市木中	221	131	63	45	32	18	14	16	15	14	14	11	10	4	8	12
都井中	223	164	74	66	40	15	17	10	12	11	12	9	11	11	18	18
中学校計	2,881	1,710	1,217	1,077	775	541	525	510	480	456	463	456	457	439	439	463
合計	9,647	4,516	3,507	2,870	2,061	1,554	1,494	1,448	1,404	1,387	1,352	1,338	1,354	1,338	1,370	1,370

〈資料5〉中学校の概要

年次	学校数	学級数	教員数	職員数	生徒数			
					単位:人			
					総数	1年	2年	3年
平成12年	6	36	83	7	957	296	325	336
13	6	33	78	8	878	259	296	323
14	6	35	79	7	807	251	259	297
15	6	36	83	9	775	264	250	261
16	6	33	79	9	725	212	262	251
17	6	32	76	9	704	229	215	260
18	6	28	75	9	649	204	231	214
19	6	27	76	10	625	193	203	229
20	6	26	74	9	575	180	188	207
21	6	25	74	9	541	174	178	189
22	6	27	78	11	525	174	174	177
23	6	28	74	12	510	161	174	175
24	6	29	75	11	480	146	160	174
25	6	28	74	9	456	147	149	160
26	6	28	76	9	463	165	148	150

各年5月1日現在 (学級数は、特別支援学級を含む)

資料:総合政策課「学校基本調査」

3. 小規模化に伴う現状と課題

一般的に、学校規模と教育効果の相関関係ははっきりされていませんが、小規模校にも大規模校にも児童生徒の学習面・生活面及び学校の運営面等においてメリット、デメリットがあります。これらの優劣を一概に論ずることは難しいですが、過小規模校ほど、多様な考え方に触れるチャンスや活気ある学習活動等の制約、人間関係の固定化による弊害等が起きる可能性があります。

また、教科担任制である中学校においては、小規模化により教科構成上の問題が出てきており、全ての教科の専門の免許を有する正規教員が揃わないなど、小規模化するほど学習面での不利益が生じます。さらに、小規模化により部活動においても、選択肢がない学校や部活動の存続が難しい学校があるなどの問題が生じています。

このような現状から、学習指導面での問題、集団活動を通しての社会性や協調性の育成等、学校教育で育成していくための教育活動が十分に行えない状況が考えられます。

〈資料6〉平成26年度 中学校における教科指導

	教頭・他教科の教職員による指導	非常勤講師による指導	他校教職員による指導
福島中	技術、家庭		
北方中	技術	音楽、美術、家庭	
大東中	技術	美術、家庭	
本城中	技術	音楽、家庭	
市木中	技術	保健体育、音楽、美術 家庭	
都井中	技術	保健体育、音楽、家庭	美術

中学校では、教科担任制ですので教科ごとに免許をもった教員が必要となりますが、現在、市内全ての中学校で全教科の専門の免許を有する教員がそろっていない状況です。そのため、他教科の教職員が県教育委員会の許可を得て技術、家庭の授業を行ったり、音楽、美術、家庭、保健体育では、数校を兼務する非常勤講師の配置を行ったりしています。

また、都井中の美術は、福島中の教諭が兼務して指導を行っております。

この状況は、今後も続き、生徒の減少に伴ってさらに教員が減少する可能性が出てきます。

〈資料7〉平成26年度 中学校部活動状況

学校名	部活動数	部活動名
福島中	14	軟式野球、サッカー、男子・女子ソフトテニス、剣道、男子・女子バレー、男子・女子バスケット、卓球、弓道、柔道、吹奏楽、（陸上競技）
北方中	4	軟式野球、女子バレー、男子・女子ソフトテニス

大東中	6	軟式野球、男子・女子ソフトテニス、女子バレー、音楽部、いもっこクラブ
本城中	2	軟式野球部、女子卓球部
市木中	2	男子・女子バトミントン
都井中	1	ソフトテニス

中学校において大切な教育活動として位置づけられている部活動においても、生徒数が少ないため選択肢がない学校や、部員の減少により部活動の存続が厳しい状況の学校が生じるなど、子どもたちの人間形成や社会性の育成、体力向上・健康増進に有意義な部活動においても差異が見られる状況が出てきています。

4. 学校の適正規模の検討

(1) 学校の適正規模

学校は、確かな学力を身につけさせる場であるとともに、集団活動をとおして互いに切磋琢磨しながら社会性を培う場でもあり、効果的な教育活動を展開するためには、教科の時間における学習はもとより総合的な学習の時間や部活動、学校行事等においても一定規模の集団を確保する必要があります。

(2) 国が示す学校の適正規模（法令の規定）

学校規模の法令上の規定については、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない。」されており、中学校においても、同規則第79条により中学校についてもこの規定を準用する規定されています。

1学年の学級数からすると、小学校では各学年2学級から3学級、中学校では4学級から6学級が適正規模の学校となります。

文部省助成課が昭和59年（1984年）に示した「これからの学校施設づくり」によると、下表のとおりです。

「これからの学校施設づくり」（昭和59年：1984年）

学校規模	過小規模	小規模	学校統合の場合の 適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

5. 小規模校と中規模以上の学校のメリット及びデメリット

小規模校にも、中規模以上の学校にも、それぞれメリット、デメリットがあり、児童生徒の学習面や生活面及び学校運営面等に様々な面で影響が表れる可能性があります。

〈資料8〉 中学校における一般的な小規模校と中規模校以上の学校のメリット及びデメリット

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒と教師の距離が近く、生徒一人一人への理解がより深まる。 ○生徒の特性に応じたきめ細やかな指導が可能である。 ○家庭や地域との深いつながりができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の生徒の考えや意見を聞く機会が少ない。 ○集団性が必要な活動に支障が出る。 ○専門の免許を有する教諭等による教科指導が困難である。 ○人間関係が固定化されている。
中規模校以上	<ul style="list-style-type: none"> ○多人数の生徒の中で多様な考えに触れることができ、切磋琢磨する中で社会性が育成される。 ○教科や部活動等専門的な立場から指導が受けられる。 ○部活動の選択肢が増える。 ○学校行事等における生徒の活動が活性化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じたきめ細やかな指導を行ううえで、行き届かない部分について対策を講じる必要がある。 ○子ども一人ひとりの実態把握に時間がかかる。 ○生徒指導面での対応が複雑になりやすい。

6. 小中学校規模適正化審議会の諮問及び答申

(1) 小中学校規模適正化審議会への諮問

学校再編に当たっては、保護者・地域住民等の意見・要望を尊重しながら、市教育委員会としての考え方を確立し、方向性をしっかりともち、効果的な再編を進める必要があります。平成15年1月28日の串間市小中学校規模適正化審議会では、「小学校の複式学級解消策として統廃合を推進する前段として、通学区域の弾力化として学校選択制（小規模校特別認可制度）を採用するものとする。」との答申があり、平成17年度より小規模校特別認可制度を導入したところです。

また、平成21年度より、地域住民、保護者、有識者等の考えを反映させるために「串間市の学校の将来を考える会」を組織し、自治会代表、保護者代表、学識経験者、学校代表等の意見や要望を伺いながら、協議をしてまいりました。

「串間市の学校の将来を考える会」では、串間市小中学校規模適正化審議会を設置することの協議がなされ、その諮問内容の付帯意見の決定をしたところです。

そこで、平成23年度に小中学校規模適正化審議会を設置し、「今回は特に中学校において複式を有する学校があることから、中学校における規模について基本的に審議いただき学校の規模適正について意見を求めるところである」との諮問を行いました。

(2) 小中学校規模適正化審議会の審議及び答申

小中学校規模適正化審議会では、諮問から4回の審議を経て、下記のとおり平成24年1月31日に答申がなされました。

(3) 答申内容

串間市の未来を担う生徒がよりよい教育環境で学習し、よりよく育つためには、きめ細かな指導を大切にしながら、複式学級の解消、適正規模学校へ近づく努力、その他教育環境の整備等を行い、小規模校に在籍する生徒に対して一層の教育環境の充実を図ることが肝要である。

また、教育の動向、学校の現状、生徒・保護者・地域関係者及び地域住民等の意見を十分汲み取ったうえで、適正配置（学校再編）を進めるよう答申する。

留意事項

- ① 常に生徒の立場を念頭に置きながら、教育環境の充実に向け、具体的な検討・協議を進めること。
- ② 適正配置（学校再編）を推進するに当たっては、生徒・保護者・地域住民の意見や要望を尊重した基本方針（意義・目的並びに具体的理由及び生徒数の推移等）を策定すること。また、策定途中、あるいは策定後に保護者・地域住民への説明を行うこと。
- ③ 適正配置（学校再編）に係る登下校の交通手段については、生徒に過度な負担がかからないよう十分配慮すること。また、保護者についても過度な経済的負担がかからないよう十分配慮すること。
- ④ 適正配置（学校再編）後の地域の活性化については、跡地利用を含めて、地域住民の意見を参考にして十分な検討を行うこと。

第3 串間市中学校再編基本方針

串間市教育委員会では、串間市の新たな中学校の在り方について「串間市中学校再編基本方針」を定めました。

平成25年3月 串間市教育委員会

1. 学校再編の基本的な考え方

(1) 生徒数の推移

本市においても、少子高齢化が進行しており、児童生徒数が年々減少している。現在、小学校11校の中で1校のみが中規模校で、それらを除く小学校は小規模校となっている。中学校においては、6校全てが小規模校となっている。

そのなかで、小学校6校、中学校1校が複式学級の編制となっている。中学校の生徒数の推移を見てみると、平成24年度において500名を下回る480名の生徒数となっており、今後、中学校2校で複式学級を編制する中学校が出てくる。

このような現状から、学習指導面での問題及び集団活動を通しての社会性や協調性の育成に関する問題等、学校教育としての教育活動が十分に行えない状況が生まれてくることも考えられる。

(2) 中学校再編の意義・目的

学習指導要領は、児童生徒の現状を踏まえ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」をより一層育むことを目指している。「生きる力」を育むためには、同学年の学級集団での学習・体験活動等ができる集団が必要であると考えられる。

本市においては、今後、生徒数の増加が見込めないため、「同学年の集団規模を大きくする」ことを目的として、学校再編を行うこととした。

中学校の学校再編にあたっては、生徒にとって、より良い教育環境とより質の高い教育を提供することが大切である。

同学年の集団規模が大きくなることで、生徒は、より多様な考えや価値観に触れることができ、互いに学び合い高め合いながら考えを練り上げ、表現力やコミュニケーション能力を伸ばすことができる。また、教職員についても、配置される教職員数が増加され、各教科の専門の教員による指導や少人数指導が可能となる。

部活動についても、その選択肢が増え、競技力の向上が期待される。合わせて、施設設備の合理的な利用と教育費の集中的な投入により、教育環境の整備充実を図ることができる。

以上のような意義・目的を踏まえ、次のような串間市の新たな中学校のあるべき姿としての基本方針を定めることとする。

2. 串間市中学校再編基本方針

(1) 同学年の生徒集団規模を大きくし、1学年2学級以上の学校規模を目指す。

学習指導要領が目指す「生きる力」は、集団のなかで学び、生活していくことによって、より高められるものとする。

また、学級集団を意図的・計画的に変えることにより、より良い人間関係を醸成することが期待できる。

(2) 生徒の学力向上に資するため、各教科の専門教職員を確保できるよう配慮する。

確かな学力の定着を図るために、各教科に専門の教員を可能な限り確保することが大切である。配置される教職員数の増加により、少人数指導も可能となる。

また、支援を要する生徒に応じた支援を行うために、串間市独自で特別支援教育支援員の配置を行っていく。

(3) 部活動について、生徒が多様な種目（文化・スポーツ）の選択ができるようにする。

充実した中学校生活を送るためには、生徒にとって部活動の在り方も大きく影響する。部活動においても、生徒の興味・関心に対応するために多様な選択肢を用意することが大切である。

また、部活動の数に対応する教員の確保や競技力向上のための施設や用具等の整備を行っていく。

(4) 現在推進している中高連携の充実を図り、「連携型中高一貫教育校」の設置を目指す。

6年間の計画的・継続的な教育指導や、幅広い年齢層の生徒の交流のなかで、生徒の学力や個性・創造性を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育むことを期待することができる。

また、部活動を連続的・発展的に指導することにより、競技力の向上が期待できる。

(5) 生徒の登下校の安全確保を最大限配慮しながら、生徒、保護者に過重な負担がかからないよう配慮する。

学校再編により、通学距離及び通学方法が変わることから、生徒の安全や通学に伴う生徒や保護者の負担軽減を図るために、通学バスの導入を行う。

第4 学校再編の基本計画

1. 基本計画の目的

この計画は、中学校の小規模化によって発生する諸課題の解消を図るため、より良い教育環境を提供することで、子どもたちが楽しく学校生活を送り、社会性や協調性を養い、確かな学力を身につけるとともに、部活動においても生徒がやりたい文化・スポーツ活動が取り組めるなど、知・徳・体の調和のとれた、心身とともにたくましく育つことのできる魅力ある学校環境の整備を進めようとするものです。

2. 計画の期間及び内容

- (1) 中学校再編の期間は、平成26年度を初年度とします。
- (2) 学校再編は、市内6中学校を対象とします。
- (3) 再編した中学校については、各施設全般における改築及び改修を実施し、教育効果が十分発揮できるよう整備に努めることとします。
- (4) 生徒一人一人の能力や個性に応じた教育を進め、社会性や協調性を養うために、人的環境の整備を図っていきます。
- (5) 学校再編により、通学範囲が広くなり、通学距離も必然的に長くなることから、生徒の安全及び生徒や保護者の負担軽減を図るために安全な通学手段を確保するよう努めることとします。
- (6) 小学校は、学校再編の対象としないこととします。

3. 学校再編により望まれる学校づくり

(1) 多様な考えに触れることができ、思考力等や社会性が育成できる学校

様々な場面で、大きな集団での活動や小グループでの学習など、多様な形態をとりながら、学習や諸活動を行っていきます。学習面においては、多様な話し合い活動を通して生徒の思考力、判断力、表現力等を高めることが期待できます。

また、生徒は、多様な考えや価値観をもつ生徒の中で生活することで、コミュニケーション能力等を高め、社会性や協調性を高めることが期待できます。そして生徒相互の切磋琢磨が可能となり、よい意味での競争意識が芽生えます。

また、クラス替えが可能となることにより、固定しがちな人間関係に変化を与え、新しい成長の機会を得ることが期待できます。

(2) 教科の専門的な立場からの指導や単式学級による指導が受けられる学校

再編により教職員の増加が期待でき、各教科において専門性をもった教員による指導が受けられます。また複式学級が解消されます。さらに、ほとんどの教科において、同じ教科の免許をもった教員を複数配置することが可能となり、年齢構成や男女比など、バランスのとれた教員配置することにより、安定した教科経営をすることができると期待できます。

(3) 部活動において、興味・関心に応じた選択肢を用意できる学校

充実した学校生活を送るためには、部活動においても、その興味・関心に応じた選択肢を用意することが大切です。生徒数が増えることにより、部活動の種類を増やすことができ、自分が選んだ部活動で、切磋琢磨し合うことができます。

4. 学校の環境整備

(1) 学校の物的環境の整備

学校再編により、新たに統合される学校については、校内通学バス待合所、屋外トイレ、駐車場及び部室等を整備する必要があります。また、統合に係る生徒の教育環境の整備を行うために、施設改築・改修を施しますが、教室等の空調施設（エアコン）を完備し、生徒にとって快適な学習環境の整備を図っていきけるよう検討していきます。

(2) 学校の人的環境の整備

生徒一人一人の能力、個性に応じた教育や社会性や協調性を育むために、市費での教職員や特別支援教育支援員の配置やスクールアシスタント等の人的環境の整備を図っていく必要があります。

5. 遠距離通学への対応

学校再編により、通学範囲が広くなり、通学距離も必然的に長くなることから、新たな通学路の指定が必要となる場合も考えられます。通学方法及び通学路の見直しを行う場合には、遠距離通学となる生徒や保護者に対してできる限り負担を軽減し、生徒の安全な交通手段を確保する必要があります。

これまで中学校において通学距離が片道6キロメートル以上の生徒を対象に遠距離通学補助金を交付しておりますが、学校再編により通学距離がおおよそ6キロメートルを超える生徒を対象とし通学バスの導入を検討していくとともに、通学手段の区分を設定し、遠距離通学補助金の見直しを行っていきます。

また、安全な通学路を確保するために、通学路の指定にあたっては、現状確認を行い、生徒の安全が第一に確保できる通学路や通学方法等を検討していきます。

6. 廃校となる施設及び跡地の利活用

各学校は、それぞれが永い歴史を有し、地域のシンボルとして地域住民から親しまれ、愛されている重要な役割を担っている施設であります。学校再編により、地域にも影響を与えることとなりますので、学校再編後の廃校施設及び敷地（運動場等）の利活用については、地域の活性化につながるよう、利活用や管理の在り方などについて地域の意見、要望を聞いて協議していくこととします。

7. 「連携型中高一貫教育校」の設置

県立福島高等学校との連携型中高一貫教育校設置を目指し、中高6年間の計画的・継続的な教育指導や、幅広い年齢層の生徒の交流の中で、生徒の学力や個性・創造性を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育むとともに、部活動を連続的・発展的に指導することで競技力の向上を目指していきます。

第5 串間市中学校再編実施計画

1. 実施計画の期間及び内容

- (1) 実施計画の実施期間は、平成26年度から平成28年度までとします。
- (2) 市内6中学校を1校とします。
- (3) 再編統合中学校の位置は、串間市大字西方8, 607番地
現串間市立福島中学校とします。
- (4) 再編統合中学校の開校の時期は、平成29年4月1日とします。
- (5) 再編統合中学校における校名、校歌、校旗等については、新たに制定します。
また、PTA等の新組織の設立についても検討します。

再編統合した中学校の推移

学校名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福島中	277	287	282	280	268	262	294	284
北方中	43	45	51	56	49	48	37	38
大東中	79	76	77	74	69	62	58	59
本城中	32	29	26	26	38	41	44	37
市木中	14	14	11	10	4	8	12	13
都井中	11	12	9	11	11	18	18	19
中学校計	456	463	456	457	439	439	463	450
対25年比	0	7	0	1	-17	-17	7	-6

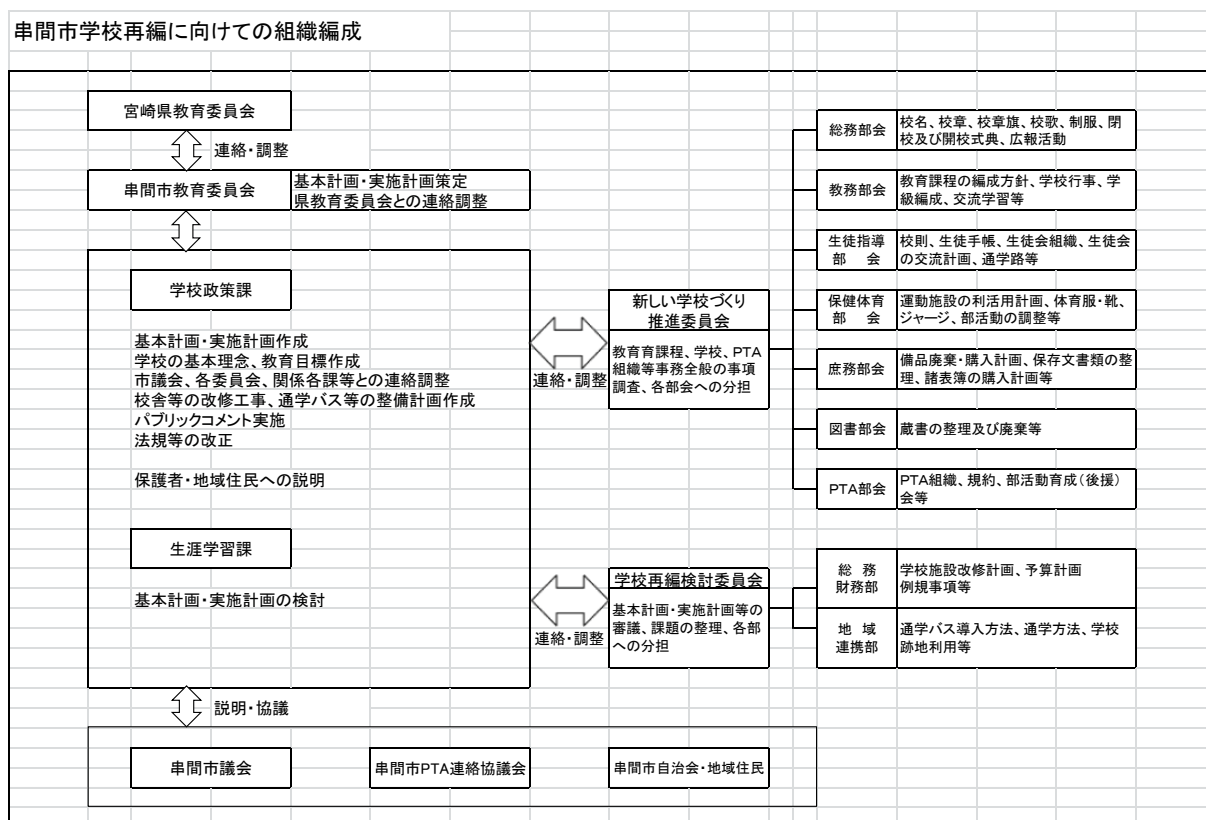
年 度	区 分	1 年	2 年	3 年	特別支援		合 計
					知的	情緒	
平成29年度	生徒数	141	142	133	10	13	439
	学級数	4(5)	4	4	2	2	16(17)
	1学級生徒数	28.2	35.5	33.3	5.0	6.5	25.8
	職員数	校長1、教頭1 教員24、加配教員3、養護教諭1、栄養教諭1、栄養職員1、事務2 (計34名)					
平成30年度	生徒数	133	141	142	15	8	439
	学級数	4	4	4	2	1	15
	1学級生徒数	33.3	35.3	35.5	7.5	8.0	29.3
	職員数	校長1、教頭1 教員23、加配教員3、養護教諭1、栄養教諭1、栄養職員1、事務2 (計33名)					
平成31年度	生徒数	168	133	141	14	7	463
	学級数	5	4	4	2	1	16
	1学級生徒数	33.6	33.3	35.3	7.0	7.0	28.9
	職員数	校長1、教頭1 教員24、加配教員3、養護教諭1、栄養教諭1、栄養職員1、事務2 (計34名)					
平成32年度	生徒数	134	168	133	12	3	450
	学級数	4	5	4	2	1	16
	1学級生徒数	33.5	33.6	33.3	6.0	3.0	28.1
	職員数	校長1、教頭1 教員24、加配教員3、養護教諭1、栄養教諭1、栄養職員1、事務2 (計34名)					

2. 学校再編の体制づくり

中学校再編は、新しい学校づくりの視点に立ち、新たな学校名や校歌、教育課程編成や学校行事など細部にわたり検討して進めていかなければならない課題があります。

この課題を協議しながら学校再編が円滑に推進できるよう、串間市新しい中学校づくり推進委員会と串間市立学校再編検討委員会を設置し協議を進めていくこととします。また、具体的な作業を行うためにそれぞれの部会を設置し協議を進めていきます。

学校再編を進めていくなかで「学校再編だより（仮称）」を随時発行し、関係学校や地域の方々に進捗状況を報告し、必要に応じて学校別、地区別説明会等を開催していきます。



(1) 串間市新しい中学校づくり推進委員会

串間市新しい中学校づくり推進委員会

- 校名、校章、校訓、校歌、制服等の制定に関すること
- 教育課程、学校行事及び学級編成に関すること
- 通学路、通学方法に関すること
- 学校、生徒会、PTA、部活動等の組織に関すること
- 交流学习に関すること
- 学校施設、設備、備品の整備（廃棄）に関すること
- 学校図書（廃棄）の整理に関すること
- 閉校及び開校式典に関すること

① 総務部会

- 校名、校章、校章旗、校歌、制服、かばん、閉校及び開校式典、広報活動等

- ② 教務部会
 - 教育課程の編成方針、学校行事、学級編成、交流学习等
- ③ 生徒指導部会
 - 生徒心得、校則、通学路、通学方法、生徒手帳、生徒会組織、生徒会の交流計画、通学靴、上履き等
- ④ 保健体育部会
 - 運動施設の利活用計画、体育服・靴、ジャージ、部活動の調整、部活後援会の調整等
- ⑤ 庶務部会
 - 備品廃棄、備品購入計画、保存文書類の整理、諸表簿の購入計画等
- ⑥ 図書部会
 - 学校図書の整理及び廃棄等
- ⑦ P T A 部会
 - P T A 組織、規約、部活動後援会等

(2) 串間市立中学校再編検討委員会

学校再編検討委員会

- ① 総務財務部
 - 学校施設の財政規模等の試算に関すること
 - 学校再編の移転計画に関すること
 - 予算計画及び例規事項等に関すること
- ② 地域連携部
 - 通学バスの導入方法及び通学路に関すること
 - ・ 通学バスの導入方法の検討
 - ・ 通学バスの運行方法、路線の検討
 - ・ 通学路、通学方法、安全対策等
 - 学校跡地・施設等の有効活用による地域活性化策の検討に関すること
 - 学校跡地・施設等維持管理及び費用に関すること

3. 通学手段の安全確保

(1) 通学バスの導入

学校再編により、通学距離及び通学方法が変わることから、通学に伴う生徒や保護者の負担軽減を図り、登下校に支障をきたさないようにするため次のように通学バスの導入を行っていきます。

- ①通学バスは、通学距離がおおむね6キロメートルを超える生徒を対象とし、生徒の通学の負担や安全性など地域の実態に即して判断していきます。
- ②通学バスの運賃については無料とします。
- ③通学バスは、平日の登校時1便、下校時2便を基本とします。また、その他の休日や長期休業等を含めた部活動や学校行事に柔軟な対応ができるように配慮していきます。

④通学バスの乗降場所等については、安全で合理的な経路等をもとに決定していくこととします。

(2) 通学手段の区分

通学バス及び遠距離通学補助を実施していくために通学距離による通学手段の区分を行います。また、通学バスの導入等による通学手段の区分については、単に距離によって判断するのではなく、生徒の通学の負担や安全性など地域の実態に即して、新しい中学校づくり推進委員会において保護者の意向も十分考慮していきます。

(3) 遠距離通学補助金

遠距離通学に伴う保護者の負担軽減を図るために、現在導入されている遠距離通学補助金の見直しを行っていきます。

通学距離が片道4キロメートル以上の生徒が、通学に使用するために新たに自転車を購入した場合、自転車購入補助金として購入費のうちその一部を補助します。

(4) 安全な通学路の確保

通学路の指定にあたっては、現状確認を行い、通学方法と同じく総合的に判断し、生徒の安全性が確保できる通学路を選択する必要があります。通学路は、歩道分離等がなされ、通学路としての安全が確保されているべきであります。整備されていない場合は、道路管理者に対し要望していきます。併せて、通学路灯の整備やカーブミラー等の安全設置についても確認の上、関係機関に要望していきます。

4. 再編統合される中学校の整備計画

(1) 新たに統合される中学校の整備計画は、中学校再編後の生徒数から必要な普通教室、特別教室、管理教室を整備していくとともに多目的教室（少人数学級）や多目的ホール等を整備していきます。

(2) 学校施設の教室等に空調（エアコン）の整備を行い、より良い環境で学習に取り組めるようしていきます。

(3) 生徒が安全に通学バスを利用できるよう校内通学バス待合所、屋外トイレ及び駐車場の整備を行っていきます。

(4) 部活動の充実については、現状の屋内体育運動施設のほかに新たに武道場（剣道、柔道競技等）の整備を検討していきます。また、部活動の部室等の環境整備を行うとともに、競技力等の向上を図るためグラウンドや用具の整備も行っていきます。

(5) 少人数指導のための市単独による教職員の配置や特別な支援を要する生徒に応じた支援を行うための特別支援教育支援員の配置を行っていきます。

(6) 学校再編による生徒の不安や戸惑いに適切に対処するため、事前に学校間での交流などの取組を強めてそれらの解消を図るとともに、新たに統合される中学校では、生徒の不安や悩みに対応するスクールアシスタント等の活用ができるよう、教育委員会と学校が連携して生徒の心の負担を軽減していきます。

また、統合される前の学校の教員が配置されるよう県教育委員会に働きかけを行っていきます。

5. 配慮する事項

(1) 学校再編が実施されるまでの間も、生徒が引き続き充実した学校生活を送り、適切な教育が受けられるようにしていきます。

(2) 学校再編までの間に小学校間や中学校間で交流学習や交流活動を行い、再編後に人間関係づくりで悩みが生じないよう取り組んでいきます。

(3) 学級編成等については、児童生徒の学習指導及び生徒指導の観点から、学校で十分協議します。

(4) 学校再編に伴う制服、体操着その他の学用品等の取り扱いについては、保護者の負担が過重とならないように検討していきます。

(5) それぞれの学校の歴史や伝統が新しい学校に継承されるよう、新しい中学校づくり推進委員会や部会で十分協議して進めます。

6. 学校施設の跡地利用

学校の適正配置（学校再編）後の廃校施設及び敷地（運動場等）利活用については、各地区自治会等の意見を聞き、地域住民との協働による運営により、その地域の自治会活動やスポーツ・文化活動の拠点施設としての有効活用を図るとともに、地域の防災避難拠点とするための防災備品等を整備していきます。

また、文部科学省から通知された「公立学校施設の財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化」を受けての転用・貸与・譲渡等についても検討していきます。

7. 伝統芸能の継承

現在、中学校で継承活動を行っている地域伝統芸能は、臼太鼓おどり（都井中学校）、千野の棒踊り（本城中学校）があります。これらの伝統芸能を長く後世に伝えていくことは、地域を見つめ、地域に誇りをもつ子どもの育成の面からも大切なことです。「くしま学」における授業の一環としての取組や学校での文化活動としての取組など伝統芸能が将来にわたり確実に継承されるような手立てを講じていきます。

8. 「連携型中高一貫教育校」への取組

現在取り組んでいる小中高一貫教育を充実させていくとともに、中高の連携を更に強化するため、乗り入れ授業や交流活動を充実させていきます。

連携型中高一貫教育校への設置の取組については、串間市教育委員会と宮崎県教育委員会とが連携を密にし、中学校再編に係る組織とは別に、中学校及び高等学校の校長や教諭等からなる組織をつくり、中高一貫教育の在り方や教育課程、教育内容等を検討し、別途計画に基づいて具体的に実現できるよう協議していくこととします。

9. 学校再編に関するスケジュール及び手続

1 教育委員の会議

- (1) 中学校再編基本方針の決定
- (2) 学校再編の基本計画及び実施計画（素案）の審議、決定
- (3) 学校再編の基本計画及び実施計画（案）の審議、決定
- (4) 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（案）及び施設改修等関係予算（案）の審議
- (5) 関係規則の一部改正に係る審議
- (6) 串間市立学校区域審議会への諮問

2 調整会議及び庁議への発議

- (1) 学校再編の基本計画及び実施計画（素案）の審議、決定
- (2) 学校再編の基本計画及び実施計画（案）の審議、決定

3 市議会

- (1) 市議会全員協議会で学校再編の基本計画及び実施計画（素案）の説明
- (2) 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（案）及び施設改修等関係予算（案）の審議、議決

4 串間市立学校区域審議会

- (1) 串間市立学校区域審議会の設置及び諮問
- (2) 通学区域等に係る調査検討及び答申

5 パブリックコメントの活用

学校再編の基本計画及び実施計画素案に関しその素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見等を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等については活用していきます。

学校再編に関するこれまでの経緯、経過

- 平成19年9月議会

教育委員会としての中学校統廃合の方向性を公表
(6中学校を1校とし、平成24年度開校)

- 中学校統廃合に係わる保護者説明会

中学校統廃合の方針に至った経緯等について、教育委員会としての基本的な考え方を説明し、保護者の理解を求めるために実施

平成19年11月20日(火) 市木小学校体育館
平成19年11月21日(水) 大東小学校体育館
平成19年11月22日(木) 本城小学校体育館
平成19年11月26日(月) 都井小学校多目的ホール
平成19年11月27日(火) 北方小学校体育館
平成19年11月29日(木) 福島小学校体育館

- 平成20年3月議会

中学校統廃合について、再検討することで答弁

- 教育振興懇話会

目的：串間市の教育、学術及び文化の振興について教育長と意見交換を行う

組織：14名

自治会連合会会長、青年会議所理事長、青年団協議会会長、保育会会長
PTA協議会会長及び各地区PTA代表6名
小学校校長会長、中学校校長会長、福島高等学校長

協議：平成20年 7月31日

平成20年10月21日(日向市立大王谷小中学校視察)

平成21年11月21日

- 串間市の学校の将来を考える会

目的：教育環境の充実のための学校再編等に関する事項について調査及び審議を行う。

組織：17名

自治会連合会の代表・・・各地区6名
PTA代表・・・PTA協議会会長及び各地区PTA代表6名
学校代表・・・市校長会会長、副会長
学識経験者・・・退職校長会代表
その他教育委員会が必要と認めた者・・・幼稚園・保育所保護者代表

協議：平成21年11月21日

平成22年 2月27日

平成22年 8月25日

平成23年 2月 2日

平成23年 2月28日

協議内容

学校再編についてそれぞれ立場で意見が出され協議を行った。

学校再編を進めるために小中学校規模適正化審議会に諮問を行うことの提案があり、諮問内容について協議を行った。

● 串間市小中学校規模適正化審議会

組織：13名

P T A協議会会長、副会長、福島高校P T A会長、保育会代表

中学校校長会長、小学校校長会長、福島高等学校長

自治会連合会会長、商工会議所会頭、青年会議所理事長

学識経験者退職校長2名、行政経験者

諮問内容

「今回は特に中学校において複式を有する学校があることから、中学校における規模について基本的に審議いただき学校の規模適正について意見を求めるところである」との諮問を行いました。

審 議

平成23年 6月 2日 第1回小中学校規模適正化審議会（諮問）

平成23年 9月 5日 第2回小中学校規模適正化審議会（中学校視察）

平成23年11月16日 第3回小中学校規模適正化審議会

平成24年 1月27日 第4回小中学校規模適正化審議会

平成24年 1月31日 小中学校模適正化審議会答申

答申内容

串間市の未来を担う生徒がよりよい教育環境で学習し、よりよく育つためには、きめ細かな指導を大切にしながら、複式学級の解消、適正規模学校へ近づく努力、その他教育環境の整備等を行い、小規模校に在籍する生徒に対して一層の教育環境の充実を図ることが肝要である。

また、教育の動向、学校の現状、生徒・保護者・地域関係者及び地域住民等の意見を十分汲み取ったうえで、適正配置（学校再編）を進めるよう答申する。

● 教育長と語る会

内 容：学校適正配置（学校再編）に係る意見交換会

参加者：各中学校区の小中学校の保護者、教職員及び未就学児の保護者

8月21日（火）市木中学校区 参加者20名 市木中学校被服室

8月22日（水）本城中学校区 参加者17名 本城中学校体育館

8月23日（木）都井中学校区 参加者28名 都井中学校コンピュータ室

8月28日（火）北方中学校区 参加者30名 北方中学校コンピュータ室
 8月29日（水）福島中学校区 参加者26名 中央公民会大講義室
 9月 3日（月）大東中学校区 参加者48名 大東中学校コンピュータ室

● 中学校適正配置（学校再編）の意見交換会

内 容：学校適正配置（学校再編）に係る意見交換会

参加者：各中学校区の小中学校の保護者、教職員、未就学児の保護者及び地域住民

2月13日（水）大東中学校区 参加者57名 新校舎2階ホール
 2月14日（木）北方中学校区 参加者35名 北方中学校コンピュータ室
 2月15日（金）福島中学校区 参加者34名 市総合福祉センター
 2月18日（月）都井中学校区 参加者28名 都井中学校多目的ホール
 2月19日（火）本城中学校区 参加者27名 本城中学校体育館
 2月20日（水）市木中学校区 参加者47名 市木中学校体育館

● 串間市中学校再編基本方針の決定

串間市中学校再編基本方針を平成25年3月22日の定例会において決定した。

● 学校再編に関するアンケート調査の実施

学校再編に関するアンケート調査を平成25年6月から7月にかけて実施

対象者：全小中学校保護者 1,079名
 （小学校 672名、中学校 407名）
 未就学児童の保護者 535名
 無作為抽出による地域の方々 500名程
 計 2,114名

アンケート調査回答 1,186名
 回答率 56%

● 串間市中学校再編基本計画及び実施計画の素案決定

串間市中学校再編基本計画及び実施計画の素案を平成25年11月20日の定例会において決定した。

● 平成25年11月25日 市長への協議

教育委員会の学校再編の決定事項と基本計画及び実施計画の素案を協議

● 平成26年1月14日 議会への説明

市議会全員協議会で学校再編の基本計画及び実施計画素案の説明

● パブリックコメントの実施

串間市パブリックコメント実施要綱に基づくパブリックコメントの実施

内 容 串間市中学校再編基本計画及び実施計画（素案）

期 間 平成26年1月15日（水）～2月13日（木）

公表の方法 串間市ホームページへの掲載、串間市教育委員会学校政策課、本庁
1階情報公開コーナーでの閲覧

● 串間市中学校再編基本計画及び実施計画素案等説明会

内 容：串間市中学校再編基本計画及び実施計画素案等の説明会

参加者：各中学校区の小中学校の保護者、教職員、未就学児の保護者及び地域住民

1月22日（水）	都井小学校	音楽室	参加者27名
1月23日（木）	北方小学校	音楽室	参加者21名
1月24日（金）	大平小学校	ランチルーム	参加者14名
1月27日（月）	秋山小学校	図書室	参加者16名
1月28日（火）	市木小学校	体育館	参加者23名
1月29日（火）	大東小学校	ホール	参加者57名
1月31日（金）	本城小学校	理科室	参加者52名
2月 3日（月）	有明小学校	プレイルーム	参加者19名
2月 4日（火）	福島小学校	記念館	参加者31名
2月 5日（水）	金谷小学校	図書室	参加者15名
2月 6日（火）	笠祇小学校	理科・家庭科室	参加者13名
		計	288名

● 串間市中学校再編基本計画及び実施計画（案）意見交換会

内 容：串間市中学校再編基本計画及び実施計画に対する意見交換会

参加者：各中学校区の小中学校の保護者、教職員、未就学児の保護者及び地域住民

5月19日（月）	市農村環境改善センター	参加者41名	
5月26日（月）	大東公民館	参加者44名	
5月27日（火）	市総合保健福祉センター	参加者17名	
5月28日（水）	市木公民館	参加者47名	
5月29日（木）	都井基幹集落センター	参加者18名	
5月30日（金）	本城公民館	参加者27名	計194名

● 調整会議・庁議、陳情処理

7月22日、8月6日 調整会議

8月11日 調整会議にて庁議案件とすることを決定

8月12日 庁議にて再編計画（案）承認・決定

8月22日 市木に学校を残す会へ陳情回答